

加入している医療保険の資格情報がわかるものとは？

令和 6 年12月2日から健康保険証がマイナ保険証に移行することに伴い、健康保険証に代わり下記のとおり書類などを提示していただく必要があります。

持ってきていただくもの(いずれか一つ)

① マイナンバーカード(マイナンバーと健康保険証を紐付けている方)

本人が申請に来庁し、4ケタの暗証番号が分かる場合のみ窓口にてマイナポータルにログインし、被保険者証の情報を確認させていただきます。

② 健康保険証(令和7年12月1日まで)

令和6年12月1日時点でお手元にある有効な被保険者証は、最長1年間(令和7年12月1日まで)使用可能なため、有効期限内でのお手続きでは引き続き使用可能です。

有効期限以降のお手続きには「資格情報のお知らせ」又は「資格確認書」が必要です。

③ 資格情報のお知らせ(マイナンバーと健康保険証を紐付けている方)

加入する医療保険の保険者から交付されます。加入している医療保険の保険者にお問い合わせください。

④ 資格確認書(マイナンバーと健康保険証を紐付けていない方)

加入する医療保険の保険者から交付されます。加入している医療保険の保険者にお問い合わせください。

○上記の持ち物をご用意できない方

■窓口において、被保険者証の情報(協会けんぽ、共済などの保険者名や扶養かどうか等)を確認させていただきます。事前に情報を確認してから申請をお願いします。

■国民健康保険又は後期高齢者医療保険に加入されている場合は、市役所の方で資格確認ができますので、窓口でお伝えください。